

とやまの魅力体験助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、とやまの魅力体験助成金（以下「助成金」という。）の交付に関する必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「移住検討者」とは、富山県内への移住を検討している個人をいう。
- (2) 「現地活動」とは、移住検討者による富山県内での移住実現に向けた行為をいう。
- (3) 「宿泊施設」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、富山県外に居住する移住検討者及びその同行者とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は助成対象外とする。

- (1) 事業実施年度の4月1日において18歳未満の者
- (2) 事業実施年度の4月1日において学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は同法第124条に規定する専修学校に在学する者
- (3) 就職内定を得ている者若しくは移住後の住居が決定している者又は事務局長が移住の意思決定を既にしていると認める者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団に関与する者
- (5) 事務局長が助成対象者として不適当であると認める者

2 助成対象となる同行者は次の各号の全てに該当する1名を上限とする。

- (1) 移住検討者と同一世帯の者
- (2) 移住検討者と同一行程で現地活動を実施する者

(対象活動及び対象経費)

第4条 対象活動は別表1に掲げるとおりとする。

2 対象経費は、別表2に掲げるとおりとし、訪問先、国、県、市町村その他公的支援機関等から同趣旨の助成金等の交付を受けていないことを要件とする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、助成対象経費の2分の1以内の額又は別表2に掲げる上限額の合計のいずれか低い額とする。

- 2 前項の規定により算出した合計額に千円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるのこととする。
- 3 助成金の交付は同行者として交付を受けた場合も含み、2回を上限とする。
- 4 前項の規定による回数の算出にあたっては過年度に交付を受けた場合を含めて算出することとする。

(事前面談及び活動計画書)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、出発日

の 15 日前までに富山くらし・しごと支援センターの移住相談員と面談を実施し、活動計画書（様式第 1 号）を富山くらし・しごと支援センターへ提出することとする。

（交付申請書）

第 7 条 申請者は、現地活動の帰着日から 30 日を経過する日又は現地活動の帰着日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い期日までに、助成金交付申請書兼実績報告書（様式第 2 号）に次の書類を添え、本部長に提出することとする。

- (1) 申請者及び同行者の居住地を証する書類
- (2) 助成対象となる経費の領収書
- (3) 現地活動を行ったことが確認できる書類

（助成金の交付決定）

第 8 条 本部長は、前条に規定する助成金の交付申請が適当であると認めたときは、助成金の交付決定の内容及び助成金の額を申請者に通知する。

（助成金の返還）

第 9 条 本部長は、助成金の交付決定をうけた者又は交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この助成金交付要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、助成金の交付決定を受けたとき

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

対象活動	要件
1、移住関連イベント等への参加	県、市町村等が主催若しくは後援するものを対象とする。
2、移住相談の実施	富山くらし・しごと支援センター又は市町村移住担当窓口へ訪問する場合を対象とする。
3、暮らし体験	移住体験を目的として県内に設置された施設等を利用して現地活動を実施するものを対象とする。
4、企業説明会、就職面接等への参加	公務員採用試験等、自治体が実施する採用活動への参加は対象外とする。
5、その他、本部長が認める現地活動	本部長へ協議を行い適当と認められたものを対象とする。

別表2（第4条、第5条関係）

対象経費	詳細等	上限額
1、交通費	<p>経済的かつ合理的であると認められる経路や方法で県外の居住地から県内の目的地までの移動に要した次の経費を対象とする。</p> <p>(1) 公共交通機関等の運賃 鉄道（グリーン料金等を除く）、高速バス、航空機、船舶を利用して移動する場合の運賃を対象とする。 ただし、タクシー利用の経費は対象外とする。</p> <p>(2) 高速道路利用料 居住地の最寄りのインターチェンジと県内目的地の最寄りのインターチェンジ間の高速道路利用料（往復）を対象とする。ただし、18歳未満の同行者を含む場合のみ対象とする。</p>	<p>10,000円／人</p> <p>ただし、(2)については、申請者のみ対象とする。</p>
2、県内移動費	<p>経済的かつ合理的であると認められる経路や方法で県内を移動する際に要した次の経費を対象とする。</p> <p>(1) 公共交通機関等の運賃 鉄道（新幹線・グリーン料金等を除く）、路線バスを利用して移動する場合の運賃を対象とする。 ただし、タクシー利用の経費は対象外とする。</p> <p>(2) レンタカーの借上費 現地活動の行程上、必要と認められる範囲内のレンタカーの借上費を対象とする。ただし、18歳未満の同行者を含む場合のみ対象とする。</p>	<p>5,000円／人</p> <p>ただし、(2)については、申請者のみ対象とする。</p>
3、宿泊費	<p>現地活動の行程上、必要と認められる場合に県内の宿泊施設に宿泊する際に要した経費を対象とする。</p> <p>ただし、食事代やルームサービス等に要した経費については原則、対象外とする。</p>	<p>1泊あたり5,000円／人</p> <p>ただし、2泊を上限とする。</p>

